

下水道使用料の誤賦課について

2024年5月28日
郡山市上下水道局
お客様サービス課
課長 佐藤 宏行
TEL：932-7681

下水道使用料について、誤賦課が判明しました。

1 内 容

下水道使用料について、二重に賦課し徴収していた。

・件 数：1件

・誤賦課期間及び金額

令和5年1月から令和6年3月まで 17,631円

※すべて還付の対象となる。

2 判明の経緯

5月21日（火） 地下水等使用者の下水道使用量認定作業中に判明。

3 原 因

当該使用者は、「地下水」のみの使用水量（郡山市下水道条例第13条の2の規定による認定水量）により下水道使用料が賦課されていたが、令和5年1月から水道水を開栓したことにより「水道水」と「地下水」の使用水量の合算賦課へと変更された。

この合算賦課へと変更処理した際、従前の「地下水のみの下水道使用料」賦課台帳の削除処理が漏れていたことにより、二重賦課となった。

4 今後の対応及び再発防止策

使用者に対し、今回の経緯の説明と謝罪を行い、今後、還付手続きを進めてまいります。

本案件の事務ミスの原因を探求し再発防止に努めるとともに、事務処理を行う際には、複数の職員によるチェック体制を強化するなどの対策を講じ、適正な賦課を実施してまいります。